



五島列島高瀬崎

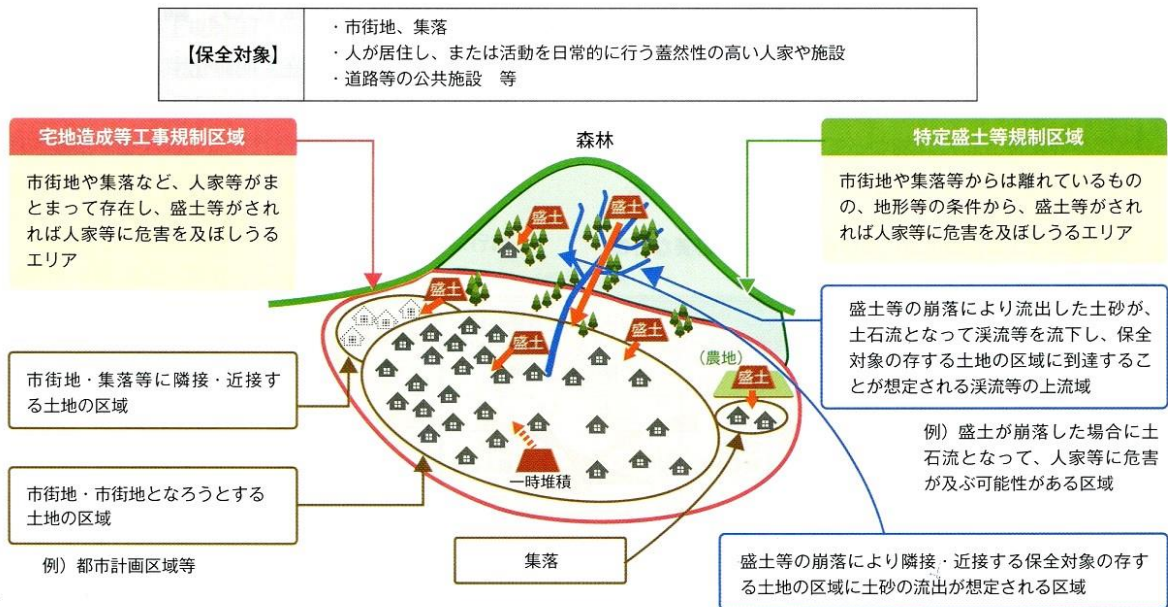
## 盛土規制法が5月26日施行

2021年7月、静岡県熱海市で土石流災害が発生して28名もの人命が失われました。土地の開発を規制する法律で宅地造成等規制法がありましたが、盛土行為を一律に規制する法律はなく、その為、人家に被害を及ぼす可能性がある危険な盛土を規制する法律が5月26日から施行されることとなりました。その概略を今月のMDレポートします。

### 1 「宅地造成及び特定盛土等規制法」

宅地造成等規制法を1本化した法律（通称＝盛土規制法）に改めることとした。

図表1 宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域のイメージ



※出典：国土交通省、農林水産省、林野庁資料より

### 2 許可が必要な行為

図表2 宅地造成等工事規制区域における「許可」が必要な行為

土地の形質の変更（盛土・切土）

要件	イメージ図	要件	イメージ図
①盛土で高さ1m超の崖*		③盛土と切土を同時に行った、高さ2m超の崖（①、②を除く）	
②切土で高さ2m超の崖		④盛土で高さ2m超（①、③を除く）	
⑤盛土または切土をする土地の面積が500㎡超（①～④を除く）		⑥堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超	
※崖とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの			
一時的な土石の堆積			
⑦堆積の面積500㎡超		⑧堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超	

※出典：図表2・3ともに国土交通省、農林水産省、林野庁資料より作成

旧宅地造成規制法は、2年間旧法が適用されます。

改正法の区域として指定された場合は、改正法が適用されます。

群馬県内では、特定盛土等規制区域の指定は、まだ実施されておりません。

旧法における宅地造成等規制区域は、群馬県内においては、高崎市観音山丘陵一帯と、桐生市、みどり市において指定されています。

図表3 特定盛土等規制区域における「許可」が必要な行為

土地の形質の変更（盛土・切土）

要件	イメージ図	要件	イメージ図
①盛土で高さ2m超の崖		③盛土と切土を同時に行った、高さ5m超の崖（①、②を除く）	
②切土で高さ5m超の崖		④盛土で高さ5m超（①、③を除く）	
⑤盛土または切土をする土地の面積が3,000㎡超（①～④を除く）		⑦堆積の面積3,000㎡超	